

33 「酒類の公正な取引に関する基準」に基づき「指示」をした事例

指示事例 1 【大阪国税局】	
業 態	小売業（ドラッグストア）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店の販売価格を踏まえて販売価格を低く設定していた。 また、総販売原価の費用配賦方法について、事業の実情に即した合理的な理由に基づく配賦方法を採用していなかった。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていた事実が認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

指示事例 2 【大阪国税局】	
業 態	小売業（スーパーマーケット）
主な問題点	総販売原価割れ販売
違反状況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違反原因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合店の販売価格を踏まえて販売価格を低く設定していた。
処分等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圏内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていた事実が認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。